

証券コード 6615
2020年7月22日

株 主 各 位

埼玉県上尾市瓦葺721番地
ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社
代表取締役社長 高田 昭人

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年8月6日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年8月7日（金曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5
パレスホテル大宮 3階 チェリールーム
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第53期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

以 上

現在、新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、感染予防及び拡散防止のため、株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催当日の状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただきご来場賜りますようお願い申しあげます。

その他、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申しあげます。

また、当日ご来場賜れない株主様におかれましては、可能な限り書面（郵送）にて議決権の事前行使をお願い申しあげます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

本招集通知に際して提供すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.umc.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集通知の提供書面には記載しておりません。

したがって、本招集ご通知提供書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度中、当社中国連結子会社において不適切な会計処理が行われている疑義が生じ、事実関係の徹底した調査の結果、当社は過年度に係る決算短信等を訂正するとともに、2014年3月期から2019年3月期までの訂正有価証券報告書及び訂正四半期報告書を関東財務局に提出いたしました。そして株式会社東京証券取引所から2019年12月18日付で特設注意市場銘柄に指定されております。

当社は今回の事態を極めて厳粛に受け止め、適切なガバナンス体制構築のため、2020年2月に新経営体制及びガバナンス体制改革案について公表し、2020年3月27日開催の臨時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。

当連結会計年度における経済環境は、米中通商問題に端を発した景気の先行き不透明感が続く中で、第4四半期以降の新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により各地において経済活動が停滞し、景気悪化の懸念が急速に強まりました。当社が属するエレクトロニクス業界においては、車載機器の電子化の傾向は継続しているものの、新型コロナウイルスの影響を受けた世界的な工場の稼働停止など、大きく影響が及び始めました。産業機器関連市場においては、工作機械受注の落ち込みが続きました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は1,410億10百万円（前期比1.7%増）となりました。損益面においては、営業損益は51億88百万円の損失となり、前期に比べて44億18百万円の減少となりました。経常損益は、66億9百万円の損失となり前期に比べて47億80百万円の減少となりました。特別損益項目については、退職給付制度移管に係る非支配株主による負担金11億42百万円の特別利益、並びに、固定資産減損損失35億68百万円、退職給付制度移管に係る退職給付費用8億48百万円及び過年度決算訂正関連費用26億49百万円の特別損失をそれぞれ計上しております。この結果、親会社株主に帰属する当期純損益は、125億71百万円の損失となり前期に比べて103億28百万円の減少となりました。

当社グループは、EMS事業とその他の事業を営んでおりますが、ほとんどがEMS事業のため、セグメント情報の記載を省略しております。

なお、EMS事業の製品分野別の売上高とその他の事業の売上高は以下のとおりであります。売上高の金額については、連結相殺消去後の数値を記載しております。

イ. EMS事業

当社グループの主たる事業であるEMS事業の売上高は1,403億25百万円（前期比1.6%増）となりました。製品分野別の業績の概況は次のとおりであります。

（車載機器）

ライトのLED化に伴うエクステリア製品の拡大に加え、ボディ系・パワートレイン系、電動車向けパワーコントロール製品等、重要保安部品の好調により、売上高は693億43百万円（前期比10.7%増）となりました。

（産業機器）

前年度第2四半期より連結子会社となったUMC・Hエレクトロニクスサーバ、ストレージ、ネットワーク機器売上が寄与したものの、FA機器関連が中国市場を中心に減速したことにより、売上高は346億78百万円（前期比3.1%減）となりました。

（OA機器）

プリンター市場の需要減少により、売上高は262億86百万円（前期比11.1%減）となりました。

（コンシューマー製品）

日系既存顧客からの受注拡大により、売上高は44億44百万円（前期比13.5%増）となりました。

（情報通信機器）

光ピックアップが主な製品であり、売上高は30億43百万円（前期比26.1%減）となりました。

(その他)

アミューズメント機器が主な製品であり、売上高は25億28百万円（前期比24.3%増）となりました。

ロ. その他の事業

人材派遣業は好調に推移し、売上高は6億84百万円（前期比12.6%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は39億27百万円であります。その主なものは、グループ各社における生産設備等に32億58百万円、工場生産エリア増床に伴う建物投資に6億11百万円であります。

③ 資金調達の状況

安定した資金確保のため、主に短期借入金による調達を実施しました。当期末現在の短期借入金残高は151億60百万円（前期末比47億84百万円増）、長期借入金残高（1年以内返済分を含む）は92億52百万円（前期末31億87百万円減）となりました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 50 期 (2017年3月期)	第 51 期 (2018年3月期)	第 52 期 (2019年3月期)	第 53 期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売 上 高(百万円)	111,782	125,841	138,665	141,010
営業利益 (△は損失) (百万円)	2,472	1,942	△769	△5,188
経常利益 (△は損失) (百万円)	1,557	2,529	△1,828	△6,609
親会社株主に帰属する当 期純利益 (△は損失) (百万円)	520	553	△2,243	△12,571
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (△は 損 失) (円)	32.36	34.39	△120.48	△651.55
総 資 産 (百万円)	56,749	62,410	74,310	61,419
純 資 産 (百万円)	11,210	11,978	17,384	3,414
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	696.61	739.82	893.77	168.28

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2017年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第50期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 当社は誤謬の訂正を行ったため直前3事業年度の財産及び損益は訂正後の数値に置き換えています。

(3) 重要な子会社等の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
UMC Electronics Hong Kong Limited	38,000千USD	100.0%	電子機器製造・販売
UMC Electronics (Shenzhen) Co., Ltd.	9,000千USD	100.0 (100.0)	電子機器製造・販売
UMC Electronics (Dongguan) Co.,Ltd.	12,250千USD	100.0 (100.0)	電子機器製造・販売
UMC Electronics Products (Dongguan) Co., Ltd.	18,130千USD	100.0 (100.0)	電子機器製造・販売
UMC Dongguan Plastics Co., Ltd.	63,000千HKD	100.0 (100.0)	各種プラスチック部品の成形加工、精密プラスチック用金型の製作・販売等
UMC Electronics Manufacturing (Dongguan) Co., Ltd.	10,000千USD	100.0 (100.0)	電子機器製造・販売
UMC Electronics Vietnam Limited	19,800千USD	100.0	電子機器製造・販売
UMC Electronics (Thailand) Limited	1,418,000千THB	100.0 (0.1)	電子機器製造・販売
UMC Electronics Europe GmbH	2,000千EUR	100.0	電子機器販売
UMC Electronics Mexico, S.A. de C.V.	754,493千MXN	100.0 (0.1)	電子機器製造・販売
UMC Electronics North America, Inc.	1,400千USD	100.0	電子機器販売
UMC・Hエレクトロニクス株式会社	50,000千円	85.1	電子機器製造・販売
UMCジャストインスタップ株式会社	100,000千円	100.0	人材派遣業務、人材請負業務、不動産管理業務、保険代理業務

(注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

2. UMC Electronics (Shenzhen) Co., Ltd.、UMC Electronics (Dongguan) Co., Ltd.、UMC Electronics Products (Dongguan) Co., Ltd.、UMC Dongguan Plastics Co.,Ltd.、UMC Electronics Manufacturing (Dongguan) Co., Ltd.の間接所有比率 (100.0%)はUMC Electronics Hong Kong Limitedが所有しております。

3. UMC Electronics (Thailand) Limitedの間接所有比率 (0.1%)はUMC Electronics Hong Kong Limited及びUMC Electronics Vietnam Limitedが所有しております。また、UMC Electronics Mexico, S.A.de C.V.の間接所有比率 (0.1%)はUMC Electronics Hong Kong Limitedが所有しております。

(4) 対処すべき課題

当連結会計年度中、当社の中国連結子会社、タイ連結子会社において不適切な会計処理が行われていたことが判明しました。これに伴い、当社は過年度の決算を訂正し、2014年3月期から2019年3月期の訂正有価証券報告書等を提出しております。また、2019年12月18日には、東京証券取引所より特設注意市場銘柄の指定を受けたことから、今後、内部管理体制確認書を提出した後、東京証券取引所による審査を受ける予定です。当該審査において、内部管理体制に問題が認められない場合には指定は解除となりますが、問題があるとされる場合は原則として上場廃止、又は6カ月の特設注意市場銘柄指定の延長後の再審査となります。

上記不適切な会計処理の要因としては、当時の一部の経営陣が、利益目標を達成すべく、役職員に対して強いプレッシャーをかけていたことが、現場レベルで不適切な会計処理を行う大きな要因となっていたことが調査報告書で指摘されています。また、経営者が信頼性のある財務報告を実現するための統制環境の構築を軽視したことにより、全社的な内部統制の不全を引き起こしたことも今回の不適切な会計処理問題の要因と認識しております。

当社は、上記の要因分析及び外部調査委員会及びガバナンス検討委員会の提言に基づき、今後のありべき経営体制及びコーポレート・ガバナンス改革について検討し、以下の改革を行っております。

- ① 取締役会の監視監督機能の強化：監査等委員会設置会社へ移行し、任意の指名報酬委員会を設置いたしました。あわせて実効性向上・意思決定の迅速化の目的で、取締役の員数削減を行いました。
- ② コンプライアンス重視の企業風土醸成：コンプライアンス委員会の設置、内部通報制度の拡充を行い、コンプライアンスが定着するための仕組みを作りました。
- ③ 事業組織改編：従来の三本部下の製造本部を解体し、拠点機能に加えてコーポレート機能が海外グループ全ての拠点を管理するマトリクス組織体制に移行しました。

今後、当社は新体制の下で再発防止策を具体化し、これを実行していくとともに、構造改革（拠点再編、原価低減活動、調達の合理化等）と、競争力強化（製造力、最適な生産工程のご提案、お客様とのパートナーシップ等）を柱とする再生計画に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループの事業は、EMS事業とその他の事業で構成されており、主な取扱製品及び事業内容は下記のとおりであります。

事業区分	主要取扱製品・事業内容	
EMS	車載機器	電動車向け電装系、起動・発電機器、エクステリア、スピードメーター類、車内環境制御機器、セキュリティ機器、カーオーディオ機器等の車載用電子機器
	産業機器	インバーター、半導体試験装置、電源、医療機器等の電子機器
	OA機器	プリンター・複写機等の電子機器
	コンシューマー製品	デジタル家電・AV・エアコン等の電子機器
	情報通信機器	光ピックアップユニット
	その他	アミューズメント機器等の電子機器、部品事業等
その他	人材派遣・製造請負、保険代理業	

(6) 主要な営業所及び工場（2020年3月31日現在）

会社名	名称（所在地）
当社	本社（埼玉県上尾市）、本社工場（埼玉県上尾市）、宮崎工場（宮崎県都城市）、佐賀工場（佐賀県神埼市）、ソリューション営業所（埼玉県上尾市）、VCM営業所（愛知県名古屋市の）、Spiral Up営業所（佐賀県神埼市）、CRM営業所（静岡県静岡市）、技術開発センター（埼玉県上尾市）、北上開発センター（岩手県北上市）、東京開発センター（東京都千代田区）
UMC・Hエレクトロニクス株式会社	本社・工場（神奈川県秦野市）
UMCジャストインスタップ株式会社	本社（埼玉県さいたま市）
UMC Electronics Hong Kong Limited	本社（中国 香港）
UMC Electronics (Dongguan) Co., Ltd.	本社・工場（中国 広東省東莞市）、武漢分公司（中国 湖北省武漢市）
UMC Electronics Products (Dongguan) Co., Ltd.	本社・工場（中国 広東省東莞市）
UMC Dongguan Plastics Co., Ltd.	本社・工場（中国 広東省東莞市）
UMC Electronics Manufacturing (Dongguan) Co., Ltd.	本社・工場（中国 広東省東莞市）
UMC Electronics Vietnam Limited	本社・工場（ベトナム ハイズオン省）
UMC Electronics (Thailand) Limited	本社・工場（タイ チャチューンサオ県）
UMC Electronics Europe GmbH	本社（ドイツ バイエルン州）
UMC Electronics Mexico, S.A. de C.V.	本社・工場（メキシコ ハリスコ州）
UMC Electronics North America, Inc.	本社（アメリカ イリノイ州）

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
EMS事業	9,466 (742) 名	1,004名減 (37名増)
その他の事業	6 (1) 名	1名増 (1名増)
合計	9,472 (743) 名	1,003名減 (38名増)

(注) 1.使用人数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、期間工を含む)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2.タイの生産増加、またメキシコの量産開始による人員補強等により526名増加しましたが、中国やベトナムにおける生産性改善による人員調整により1,529名減少し、使用人数が前期末と比べて1,003名減少しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
205 (583) 名	2名減 (78名増)	44.2歳	12.4年

(注) 1.使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、期間工を含む)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2.佐賀工場の量産開始による人員補強等により、臨時雇用者数が78名増加しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社みずほ銀行	10,374,118千円
株式会社商工組合中央金庫	3,464,168千円
株式会社埼玉りそな銀行	3,118,249千円
株式会社三菱UFJ銀行	2,676,836千円
株式会社東和銀行	1,693,222千円
株式会社三井住友銀行	1,639,755千円
株式会社群馬銀行	1,408,893千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 54,000,000株
- ② 発行済株式の総数 19,295,180株
- ③ 株主数 9,321名

④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
S・ウチヤマ・ホールディングス有限会社	3,605	18.69
H・ウチヤマ・ホールディングス有限会社	1,482	7.69
O・ウチヤマ・ホールディングス有限会社	1,253	6.50
株式会社豊田自動織機	965	5.00
東京センチュリー株式会社	797	4.13
N O K 株式会社	689	3.57
株式会社商工組合中央金庫	447	2.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	364	1.89
株式会社みずほ銀行	335	1.74
U M C グループ社員持株会	289	1.50

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権	第 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2015年12月22日	2017年5月25日
新 株 予 約 権 の 数		3,483個	2,660個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 696,600株 (注) 3 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 266,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり155,000円 (1株当たり 775円)	新株予約権1個当たり165,800円 (1株当たり 1,658円)
権 利 行 使 期 間		2017年12月23日から 2025年12月22日まで	2019年6月28日から 2027年6月27日まで
行 使 の 条 件		(注) 1、2	(注) 1、2
役員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 253個 目的となる株式数 50,600株 保有者数 1名	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとしております。
2. その他の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
3. 2017年6月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状態

① 取締役の状態 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高田 昭 人	UMC ジャストインスタッフ株式会社 取締役 UMC・Hエレクトロニクス株式会社 取締役 UMC Electronics Hong Kong Limited 董事 UMC Electronics (Dongguan) Co., Ltd. 董事 UMC Electronics Products (Dongguan) Co., Ltd. 董事 UMC Dongguan Plastics Co.,Ltd. 董事 UMC Electronics Manufacturing (Dongguan) Co., Ltd. 董事 UMC Electronics Vietnam Limited 取締役 UMC Electronics (Thailand) Limited 取締役 UMC Electronics Mexico, S.A. de C.V. 取締役 UMC Electronics North America, Inc. 取締役 UMC Electronics Europe GmbH 取締役 UMEK GmbH 取締役
取締役副社長執行役員	仙波 陽 平	管理本部 本部長 UMC ジャストインスタッフ株式会社 取締役 UMC・Hエレクトロニクス株式会社 監査役 UMC Electronics Hong Kong Limited 監事 UMC Electronics (Dongguan) Co., Ltd. 監事 UMC Electronics Products (Dongguan) Co., Ltd. 監事 UMC Dongguan Plastics Co.,Ltd. 監事 UMC Electronics Manufacturing (Dongguan) Co., Ltd. 監事 UMC Electronics Vietnam Limited 監査役 UMC Electronics (Thailand) Limited 取締役 UMC Electronics Mexico, S.A. de C.V. 取締役

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
社外取締役	大年 浩太	株式会社豊田自動織機 経営役員 Toyota Industries Electric Systems North America, Inc. 社外取締役
社外取締役（常勤監査等委員）	中村 薫	応用地質株式会社 社外取締役 伊東隆法律事務所 弁護士
社外取締役（監査等委員）	尾関 純	公認会計士尾関会計事務所 代表 株式会社テクノメディカ 社外取締役 （監査等委員）
取締役（監査等委員）	渡辺 和俊	UMC・Hエレクトロニクス株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役の大年 浩太氏、取締役（常勤監査等委員）の中村 薫氏及び取締役（監査等委員）の尾関 純氏は、社外取締役であります。
2. 大年 浩太氏は、大手自動車部品メーカーでの豊富な業務管理知識・経験に基づき、主に業務執行の決定の客観性の向上に寄与していただいております。
3. 中村 薫氏は、中央官庁の要職、会社常勤監査役、会社取締役社長、社外取締役等の経歴で培われた経験及び弁護士としての知見を有しております。
4. 尾関 純氏は、監査法人、会社社外取締役（監査等委員）での経歴で培われた経験及び公認会計士としての知見を有しております。
5. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、中村 薫氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当社は、社外取締役（常勤監査等委員）の中村 薫氏及び社外取締役（監査等委員）の尾関 純氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 取締役高須 一久氏、内山 茂樹氏、野副 州旦氏、柏木 亮二氏、桑原 洋氏及び大宮 正氏並びに監査役の戸津川 勉氏、長嶺 治人氏、東野 隆松氏及び有川 勉氏は、2020年3月27日の臨時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

また、2020年3月27日をもって社外取締役を退任いたしました桑原 洋氏、大宮 正氏、監査役を退任いたしました戸津川 勉氏、長嶺 治人氏、東野 隆松氏及び有川 勉氏との間で同様の契約を締結しておりました。

③ 取締役及び監査役の報酬等
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	10名 (3名)	222,639千円 (14,640千円)
監査役 （うち社外監査役）	5名 (3名)	26,090千円 (9,800千円)
合 計 （うち社外役員）	15名 (6名)	248,729千円 (24,440千円)

- (注) 1. 上記表には、2019年6月27日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び2020年3月27日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任した取締役6名（うち社外取締役2名）、監査役5名（うち社外監査役3名）を含んでおります。なお当社は、2020年3月27日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2009年6月開催の第42回定時株主総会において、年額700百万円以内と決議いただいております。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2020年3月27日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は2020年3月27日開催の臨時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、2005年6月開催の第38回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。
6. 監査役の報酬等の額には、2020年3月27日開催の臨時株主総会の終結時をもって退任した監査役5名の在任中の報酬等の額が含まれております。
- このうち、退任監査役1名につきましては、同株主総会の終結の時をもって退任した後に、新たに社外取締役（監査等委員）に就任いたしましたが、支給額と員数については、監査役在任期間中分のみの報酬となっており、取締役（監査等委員）の報酬はないため記載しておりません。同様に、新たに就任した取締役（監査等委員）2名につきましても、報酬がないため記載しておりません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 社外取締役大年浩太氏は、株式会社豊田自動織機の経営役員であります。当社と株式会社豊田自動織機との間には資本業務提携の関係があり、特定関係事業者（主要な取引先）に該当いたします。
- ・ 社外取締役中村薫氏は、伊東隆法律事務所の弁護士を兼務しております。当社と同法律事務所との間には資本関係、重要な取引関係又は特別な利害関係はありません。
- ・ 社外取締役中村薫氏は、応用地質株式会社の社外取締役を兼務しております。当社との間には資本関係、重要な取引関係又は特別な利害関係はありません。
- ・ 社外取締役尾関純氏は、公認会計士尾関会計事務所の代表を兼務しております。当社と同会計事務所との間には資本関係、重要な取引関係又は特別な利害関係はありません。
- ・ 社外取締役尾関純氏は、株式会社テクノメディカの社外取締役（監査等委員）を兼務しております。当社と同社との間には資本関係、重要な取引関係又は特別な利害関係はありません。
- ・ 2020年3月27日付で退任いたしました社外取締役大宮正氏は、霞ヶ関総合法律事務所の弁護士を兼務しております。当社と同法律事務所との間には資本関係、重要な取引関係又は特別な利害関係はありません。
- ・ 2020年3月27日付で退任いたしました社外取締役大宮正氏は、公益財団法人金剛能楽堂財団の理事、公益財団法人加越能育英社の理事を兼務しております。当社と各財団との間には資本関係、重要な取引関係又は特別な利害関係はありません。
- ・ 2020年3月27日付で退任いたしました社外監査役東野隆松氏は、埼玉危機管理コンサルティング株式会社の代表取締役であります。当社と同社との間には資本関係、重要な取引関係又は特別な利害関係はありません。
- ・ 2020年3月27日付で退任いたしました社外監査役有川勉氏は、有川公認会計士事務所の代表を兼務しております。当社と同会計事務所との間には資本関係、重要な取引関係又は特別な利害関係はありません。
- ・ 2020年3月27日付で退任いたしました社外監査役有川勉氏は、株式会社コアの社外取締役（監査等委員）、京都きもの友禅株式会社の社外監査役を兼務しております。当社と各社との間には資本関係、重要な取引関係又は特別な利害関係はありません。

- ・当連結会計年度中の2020年7月、当社中国連結子会社において不適切な会計処理が行われている疑義が生じ、事実関係の徹底した調査の結果、当社は過年度に係る決算短信等を訂正するとともに、2014年3月期から2019年3月期までの訂正有価証券報告書及び訂正四半期報告書を関東財務局に提出いたしました。そして株式会社東京証券取引所から2019年12月18日付で特設注意市場銘柄に指定されました。社外取締役大年浩太氏は、不適切な会計処理が判明するまでその事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。不適切な会計処理の事実認識後は、法令遵守の仕組み、新たな内部通報制度、ガバナンス体制及び再発防止策について適宜提言を行うなど、その職責を果たしております。また、社外監査役東野隆松氏、有川勉氏も不適切な会計処理が判明するまでその事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会、監査役会等において法令遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。不適切な会計処理の事実認識後は、内部監査室と連携し、不正処理を未然に防ぐための監査体制の再構築と、内部統制の向上に取り組むなど、その職責を果たしております。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 大 年 浩 太	当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回に出席いたしました。大手自動車メーカーでの豊富な業務管理知識・経験に基づき、主に業務執行の決定の審議に際して必要な発言を適宜行っております。
取締役 中 村 薫	当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。中央官庁の要職、会社社外取締役等の経験及び弁護士としての知見に基づき、独立した観点から、業務執行の決定の審議及び業務執行の報告に際して必要な発言を適宜行っております。
取締役 尾 関 純	2020年3月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会1回のうち1回に出席いたしました。出席した取締役会において、監査法人、会社社外取締役（監査等委員）としての見識に基づき、独立した観点から、業務執行の決定の審議及び業務執行の報告に際して必要な発言を適宜行っております。
取締役 桑 原 洋	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての見識に基づき、独立した観点から業務執行の決定の審議及び業務執行の報告に際して必要な発言を適宜行っております。
取締役 大 宮 正	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。中央官庁の要職、会社社外取締役等の経験及び弁護士としての知見に基づき、独立した観点から、業務執行の決定の審議及び業務執行の報告に際して必要な発言を適宜行っております。
監査役 東 野 隆 松	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回、監査役会14回のうち9回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、警察行政に携わった豊富な知識・経験は、経営監視機能の客観性及び中立性の確保に寄与しており、審議、報告に際して必要な発言を適宜行っております。
監査役 有 川 勉	2019年6月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち7回、監査役会11回のうち9回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての知見に基づき、経営監視機能の客観性及び中立性の確保に寄与しており、審議、報告に際して必要な発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る報酬等の額	1,054,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	1,187,200千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である特設注意市場銘柄解除アドバイザー、移転価格並びに税務申告の助言を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

(5) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	41,037,015	流動負債	49,786,083
現金及び預金	4,220,684	支払手形及び買掛金	25,670,431
受取手形及び売掛金	17,082,332	短期借入金	15,160,796
たな卸資産	17,721,282	1年内返済予定の長期借入金	3,792,253
未収入金	354,292	リース債務	469,489
未収消費税等	1,212,038	未払法人税等	238,412
その他	446,854	未払金	1,662,751
貸倒引当金	△469	未払費用	1,336,031
固定資産	20,382,343	賞与引当金	552,995
有形固定資産	19,229,735	その他	902,921
建物及び構築物	10,990,802	固定負債	8,218,681
機械装置及び運搬具	20,413,860	長期借入金	5,460,193
工具、器具及び備品	3,846,616	リース債務	1,149,269
土地	4,203,651	製品保証引当金	442,145
リース資産	1,491,628	退職給付に係る負債	1,026,192
使用権資産	199,541	繰延税金負債	131,542
減価償却累計額	△22,357,646	その他	9,338
建設仮勘定	441,280	負債合計	58,004,764
無形固定資産	405,189	(純資産の部)	
のれん	116,526	株主資本	3,716,040
ソフトウェア	273,240	資本金	4,729,403
その他	15,422	資本剰余金	10,472,765
投資その他の資産	747,418	利益剰余金	△11,486,121
繰延税金資産	293,372	自己株式	△6
長期前払費用	215,461	その他の包括利益累計額	△468,981
その他	238,584	繰延ヘッジ損益	△1,003
資産合計	61,419,358	為替換算調整勘定	△430,816
		退職給付に係る調整累計額	△37,162
		新株予約権	119,700
		非支配株主持分	47,834
		純資産合計	3,414,593
		負債・純資産合計	61,419,358

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		141,010,230
売上原価		139,046,206
売上総利益		1,964,023
販売費及び一般管理費		7,152,280
営業外収益		5,188,256
受取利息	22,724	
受取配当金	33,858	
受取地代	263,563	
その他	90,040	410,186
営業外費用		
支払替利差	943,137	
その他	584,729	
特別損失	303,083	1,830,951
特別利益		6,609,020
固定資産売却益	1,773	
投資有価証券売却益	39,406	
退職給付制度移行に係る負担金	1,142,721	
受取保険金	229,139	1,413,041
特別損失		
固定資産売却損	7,667	
固定資産除却損	304,304	
投資有価証券売却損	3,568,860	
退職給付費用	113,485	
過年度決算訂正関連費用	848,973	
災害に よる 損失	2,649,550	
上場契約 違約金	102,229	
その他	48,000	
税金等調整前当期純損失	5,200	7,648,272
法人税、住民税及び事業税	△176,524	12,844,251
法人税等調整額	△119,437	△295,961
当期純損失		12,548,289
非支配株主に帰属する当期純利益		23,399
親会社株主に帰属する当期純損失		12,571,688

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	4,729,403	10,472,765	11,225,516	△6	26,427,679
誤謬の訂正による累積的影響額			△8,924,968		△8,924,968
会計方針の変更による累積的影響額			△636,126		△636,126
会計方針の変更等を反映した当期首残高	4,729,403	10,472,765	1,664,421	△6	16,866,584
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△578,854		△578,854
親会社株主に帰属する当期純損失			△12,571,688		△12,571,688
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△13,150,543	-	△13,150,543
当 期 末 残 高	4,729,403	10,472,765	△11,486,121	△6	3,716,040

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	△74,513	△2,276	206,520	△100,665	29,066	109,725	21,867	26,588,338
誤謬の訂正による累積的影響額			△328,308	42,050	△286,258		7,362	△9,203,864
会計方針の変更による累積的影響額								△636,126
会計方針の変更等を反映した当期首残高	△74,513	△2,276	△121,787	△58,614	△257,191	109,725	29,230	16,748,347
当 期 変 動 額								
剰余金の配当								△578,854
親会社株主に帰属する当期純損失								△12,571,688
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	74,513	1,272	△309,028	21,452	△211,790	9,975	18,604	△183,211
当 期 変 動 額 合 計	74,513	1,272	△309,028	21,452	△211,790	9,975	18,604	△13,333,754
当 期 末 残 高	-	△1,003	△430,816	△37,162	△468,981	119,700	47,834	3,414,593

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,478,014	流動負債	15,213,077
現金及び預金	1,095,326	支払手形	131,481
受取手形	313,377	電子記録債務	1,889,649
電子記録債権	132,061	買掛金	5,905,447
売掛金	3,894,465	短期借入金	3,171,688
製品	753,817	1年内返済予定の長期借入金	1,934,239
仕掛品	275,267	未払金	616,859
材料及び貯蔵品	1,600,839	未払費用	637,157
短期貸付金	53,532	預り金	829,991
前払費用	252,255	その他	96,562
未収入金	872,764	固定負債	10,747,045
未収消費税等	131,201	長期借入金	3,237,334
未収還付法人税等	102,115	債務保証損失引当金	7,038,917
その他	987	製品保証引当金	442,145
固定資産	15,074,437	繰延税金負債	18,623
有形固定資産	5,428,407	その他	10,024
建築物	1,447,209	負債合計	25,960,122
構築物	77,618	(純資産の部)	
機械及び装置	4,059,481	株主資本	△1,526,368
車両運搬具	7,000	資本金	4,729,403
工具、器具及び備品	575,431	資本剰余金	10,472,630
土地	3,195,121	資本準備金	4,499,092
リース資産	34,116	その他資本剰余金	5,973,537
減価償却累計額	△3,971,887	利益剰余金	△16,728,395
建設仮勘定	4,315	利益準備金	52,042
無形固定資産	221,634	その他利益剰余金	△16,780,438
ソフトウェア	221,534	土地圧縮積立金	27,563
その他	100	固定資産圧縮積立金	14,953
投資その他の資産	9,424,395	別途積立金	2,500,000
投資有価証券	86,463	繰越利益剰余金	△19,322,955
関係会社株式	428,552	自己株式	△6
関係会社出資金	2,481,325	評価・換算差額等	△1,003
長期貸付金	6,319,002	繰延ヘッジ損益	△1,003
その他	109,052	新株予約権	119,700
資産合計	24,552,451	純資産合計	△1,407,671
		負債・純資産合計	24,552,451

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上	28,281,704
売上原価	26,077,524
販売費及び一般管理費	2,204,179
営業外収益	2,705,303
営業外損失	501,124
受取利息	89,360
受取配当金	33,858
受取地代賃	321,826
受取手数料	17,245
受取その他の費用	33,500
営業外費用	10,359
支払利息	194,947
社為替差	1,007
支払手の損	108,364
特別利益	57,842
特別損失	22,928
固定資産売却益	385,090
固定資産売却損失	380,063
投資有価証券の売却益	1,773
投資有価証券の売却損失	39,406
特別損失	229,139
固定資産売却損	7,667
固定資産売却損	41,200
減損	22,131
投資有価証券の売却損	113,485
関係会社株主の株式売却損	7,011,442
債務保証損失引当金の繰入	4,889,121
過年度決算訂正の費用	2,649,550
上場契約の違約金	48,000
その他	5,442
引当金の繰上	14,788,043
法人税、住民税及び事業税	41,072
法人税、住民税等調整額	97,321
当期純損	14,897,787
当期純損	138,394
当期純損	15,036,182

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資本剰余金				利益剰余金					利益剰余金 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備 金	その他利益剰余金					
					土地圧縮 積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	4,729,403	4,499,092	5,973,537	10,472,630	52,042	27,563	30,223	2,500,000	4,721,188	7,331,018	
誤謬の訂正による累積 的影響									△8,444,377	△8,444,377	
誤謬の訂正を反映した 当 期 首 残 高	4,729,403	4,499,092	5,973,537	10,472,630	52,042	27,563	30,223	2,500,000	△3,723,188	△1,113,358	
当 期 変 動 額											
剰余金の配当									△578,854	△578,854	
固定資産圧縮積立金の 取崩							△15,270		15,270	-	
当 期 純 損 失									△15,036,182	△15,036,182	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	-	△15,270	-	△15,599,766	△15,615,036	
当 期 末 残 高	4,729,403	4,499,092	5,973,537	10,472,630	52,042	27,563	14,953	2,500,000	△19,322,955	△16,728,395	

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△6	22,533,046	△74,513	△2,276	△76,789	109,725	22,565,981
誤謬の訂正による累積 的影響		△8,444,377					△8,444,377
誤謬の訂正を反映した 当 期 首 残 高	△6	14,088,668	△74,513	△2,276	△76,789	109,725	14,121,604
当 期 変 動 額							
剰余金の配当		△578,854					△578,854
固定資産圧縮積立金の 取崩		-					-
当 期 純 損 失		△15,036,182					△15,036,182
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			74,513	1,272	75,785	9,975	85,760
当 期 変 動 額 合 計	-	△15,615,036	74,513	1,272	75,785	9,975	△15,529,275
当 期 末 残 高	△6	△1,526,368	-	△1,003	△1,003	119,700	△1,407,671

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年7月6日

ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	跡部尚志	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野本博之	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池田洋平	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、過年度の不正の発覚に起因し、過年度調査や内部統制整備に伴う費用支出が発生するとともに、会社に対する金融機関の与信姿勢について従前と異なった不透明さが継続しており、手元流動性が低下している状況にある。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

2. 誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において過年度の誤謬の訂正を行っている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年7月6日

ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	跡部尚志	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野本博之	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池田洋平	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、過年度の不正の発覚に起因し、過年度調査や内部統制整備に伴う費用支出が発生するとともに、会社に対する金融機関の与信姿勢について従前と異なった不透明さが継続しており、手元流動性が低下している状況にある。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

2. 誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において過年度の誤謬の訂正を行っている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第53期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、就任前の期間の監査事項につき前任監査役より引継ぎを受け、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人EY新日本有限責任監査法人から両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 外部調査委員会（委員長小澤徹夫弁護士）から受領した調査報告書で、過年度の決算において不適切な会計処理が行われていたことが判明し、過年度決算を訂正いたしました。外部調査委員会からは、この不適切な会計処理に一部の元取締役が関与していたとの指摘を受けております。これに関し元取締役の職務執行につきかかる関与の疑いがあるものと認めます。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議内容は相当でしたが、当事業年度の財務報告に関する内部統制の運用については適正であるとは認められません。当社は外部調査委員会の報告を受け、法律および会計の専門家により構成されるガバナンス検討委員会を設置し、今後の経営体制及びガバナンス体制について提言を受けました。これに基づき監査等委員会設置会社への移行、コンプライアンス委員会の設置などを実施し、内部統制の再構築とコーポレート・ガバナンスの強化に努めています。監査等委員会としてもこれら改革を引き続き監視、検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年7月6日

ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員（社外取締役）	中 村 薫	Ⓔ
監査等委員（社外取締役）	尾 関 純	Ⓔ
監査等委員	渡 辺 和 俊	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の指摘すべき事項はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	たかだ あきと 高田 昭人 (1966年4月8日) (重任)	1991年4月 加賀電子株式会社入社 1994年6月 当社入社 2011年3月 当社常務執行役員 2015年9月 当社常務執行役員営業本部副本部長 2018年4月 当社副社長執行役員営業本部本部長 2018年6月 当社取締役副社長副社長執行役員営業本部本部長 2019年10月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) UMCジャストインスタッフ株式会社 取締役 UMC・Hエレクトロニクス株式会社 取締役 UMC Electronics Hong Kong Limited 董事 UMC Electronics (Dongguan) Co., Ltd. 董事 UMC Electronics Products (Dongguan) Co., Ltd. 董事 UMC Dongguan Plastics Co.,Ltd. 董事 UMC Electronics Manufacturing (Dongguan) Co., Ltd. 董事 UMC Electronics Vietnam Limited 取締役 UMC Electronics (Thailand) Limited 取締役 UMC Electronics Mexico, S.A. de C.V. 取締役 UMC Electronics North America, Inc. 取締役 UMC Electronics Europe GmbH 取締役 UMEK GmbH 取締役	8,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	せんば ようへい 仙波 陽平 (1964年3月7日) (重任)	1986年4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行)入行 2014年4月 株式会社みずほ銀行営業店業務第三部長 2015年4月 同行執行役員営業店業務第三部長 2016年4月 同行執行役員個人コンサルティング推進部長 2018年4月 みずほ総合研究所株式会社常務執行役員 2019年4月 当社入社 副社長執行役員管理本部本部長 2019年5月 UMC・Hエレクトロニクス株式会社監査役 (現任) 2019年6月 当社取締役副社長副社長執行役員管理本部本部長(現任) (重要な兼職の状況) UMC ジャストインスタッフ株式会社 取締役 UMC・Hエレクトロニクス株式会社 監査役 UMC Electronics Hong Kong Limited 監事 UMC Electronics(Dongguan)Co., Ltd. 監事 UMC Electronics Products (Dongguan)Co., Ltd. 監事 UMC Dongguan Plastics Co.,Ltd. 監事 UMC Electronics Manufacturing (Dongguan) Co., Ltd. 監事 UMC Electronics Vietnam Limited 監査役 UMC Electronics (Thailand) Limited 取締役 UMC Electronics Mexico, S.A. de C.V. 取締役	—
3	おおとし こうた 大年 浩太 (1960年2月9日) (重任・社外)	1983年4月 株式会社豊田自動織機製作所(現株式会社豊田自動織機)入社 2006年6月 株式会社豊田自動織機エレクトロニクス事業部技術部長 2013年1月 同社エレクトロニクス事業部開発部長 2014年6月 同社執行役員 2016年6月 同社常務役員 2018年6月 当社社外取締役(現任) 2019年6月 株式会社豊田自動織機執行職 2020年6月 同社経営役員(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社豊田自動織機 経営役員 Toyota Industries Electric Systems North America, Inc. 社外取締役	—

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大年 浩太氏は、社外取締役候補者であります。
3. 大年 浩太氏を社外取締役候補者とした理由は、大手自動車部品メーカーでの豊富な業務管理知識・経験に基づき、主に業務執行の決定の客観性の向上に寄与していただけるものと判断したためであります。
4. 大年 浩太氏は、株式会社豊田自動織機の経営役員であり、同社グループは当社グループの売上高の10%以上を占める特定関係事業者（主要な取引先）に該当いたします。
5. 大年 浩太氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年1ヶ月となります。
6. 当社は、大年 浩太氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当連結会計年度中の2020年7月、当社中国連結子会社において不適切な会計処理が行われている疑義が生じ、事実関係の徹底した調査の結果、当社は過年度に係る決算短信等を訂正するとともに、2014年3月期から2019年3月期までの訂正有価証券報告書及び訂正四半期報告書を関東財務局に提出いたしました。そして株式会社東京証券取引所から2019年12月18日付で特設注意市場銘柄に指定されました。大年社外取締役は、不適切な会計処理が判明するまでその事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。不適切な会計処理の事実認識後は、法令遵守の仕組み、新たな内部通報制度、ガバナンス体制及び再発防止策について適宜提言を行うなど、その職責を果たしております。

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役の中村薫氏及び渡辺和俊氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、辞任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	まえはら おさみ 前原 修身 (1955年5月25日) (新任・社外・独立)	1978年4月 株式会社富士通ゼネラル入社 1983年8月 日立工機株式会社(現工機ホールディングス株式会社)入社 2001年8月 同社 電動工具事業グループ 戦略企画部長 2006年6月 同社 経営企画本部長 2008年6月 同社 取締役 経営企画本部長 2012年6月 同社 常務取締役 国内営業本部長 2013年6月 同社 専務取締役 営業本部長 2014年6月 同社 代表取締役 取締役社長 2019年4月 工機ホールディングス株式会社 取締役会長 (重要な兼職の状況) 重要な兼職はありません。	—
2	なかむら かつみ 中村 克己 (1970年10月28日) (新任・社外)	1993年4月 全日本空輸株式会社入社 1997年4月 大蔵省財政金融研究所国際交流室派遣 1999年4月 全日本空輸株式会社法務部 2005年4月 最高裁判所司法研修所 2006年10月 弁護士登録、国広総合法律事務所入所 2007年12月 日本ノーベル株式会社社外監査役(現任) 2012年1月 国広総合法律事務所パートナー(現任) (重要な兼職の状況) 国広総合法律事務所パートナー 日本ノーベル株式会社(非上場)社外監査役	—

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 前原修身氏及び中村克己氏は、社外取締役候補者であります。
3. (1) 前原修身氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる企業経営の経験を有し、公正中立な第三者的立場から客観的に社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。
- (2) 中村克己氏を社外取締役候補者とした理由は、民間企業の法務実務や、政府系シンクタンク、社内外の調査委員会業務での経歴で培われた経験及び弁護士としての知見を有し、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公正中立な第三者的立場から客観的に社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。
4. 前原修身氏及び中村克己氏の選任が承認された場合は、両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 本総会において、前原修身氏の選任が承認された場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以 上

○社外取締役の独立性に関する基準について

当社では、社外取締役が独立性を有すると判断するためには、次の要件にいずれも該当しないことが必要であると考えております。

1. 当社及び当社の子会社、関連会社（以下、総称して「当社グループ」という）の業務執行者または過去10年間に於いて当社グループの業務執行者^(注1)であった者
2. 当社の現在の主要株主^(注2)またはその業務執行者
3. 当社グループを主要な取引先とする者^(注3)またはその業務執行者
4. 当社グループの主要な取引先^(注4)またはその業務執行者
5. 当社またはその連結子会社の会計監査人である監査法人に所属する者
6. 当社グループから役員報酬以外に多額^(注5)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者（当該多額の寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
7. 当社グループから多額^(注5)の寄付または助成を受けている者または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
8. 当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者
9. 上記2から8のいずれかに過去3年間に於いて該当していた者
10. 上記1から8までのいずれかに該当する者が重要な者^(注6)である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族
11. その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外役員として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

(注1)「業務執行者」とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者及び使用人をいう。

(注2)「主要株主」とは、当社の直近の事業年度末において、自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。

(注3)「当社グループを主要な取引先とする者」とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。

(注4)「当社グループの主要な取引先」とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう。

(注5)「多額」とは、当社グループが、年間1,000万円以上の金銭その他の財産の提供、寄付または助成を行っていることをいう。

(注6)「重要な者」とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人をいう。

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 16 lines spaced evenly down the page.

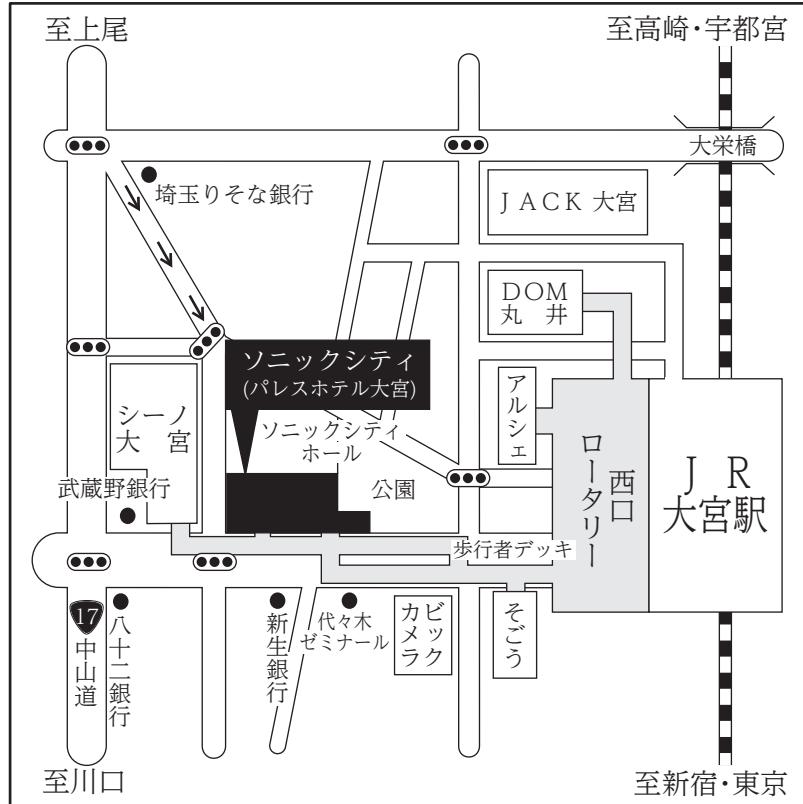
株主総会会場ご案内図

会場：埼玉県さいたま市大宮区桜木町

1丁目7番地5ソニックシティ

パレスホテル大宮3階 「チェリールーム」

電話：048-647-3300



交通 JR大宮駅西口より徒歩約5分

(お願い) 駐車場の用意がございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願いいたします。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

2020年7月22日

株 主 各 位

埼玉県上尾市瓦葺721番地
ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社
代表取締役社長 高 田 昭 人

「第53回定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

当社「第53回定時株主総会招集ご通知」の記載事項に一部訂正すべき事項がございました。

謹んでお詫び申しあげますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

記

1. 訂正箇所

- (1) 「第53回定時株主総会招集ご通知」28ページ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本の枠内「独立監査人の監査報告書」本文24行目
- (2) 「第53回定時株主総会招集ご通知」30ページ 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本の枠内「独立監査人の監査報告書」本文25行目

2. 訂正内容

以下の通り文言を訂正いたします。（訂正箇所には下線を付してあります）

「第53回定時株主総会招集ご通知」28ページ 本文24行目

訂 正 前	訂 正 後
当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。	当該事項は、当監査法人の <u>意見</u> に影響を及ぼすものではない。

「第53回定時株主総会招集ご通知」30ページ 本文25行目

訂 正 前	訂 正 後
当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。	当該事項は、当監査法人の <u>意見</u> に影響を及ぼすものではない。

以 上